

# 苦情申立書

令和 年 月 日

秋田県県民行政相談員 あて

住 所

氏 名

電話番号

F A X

秋田県県民行政相談員設置要綱第12条の規定により、次のとおり苦情を申し立てます。

苦情の  
内 容  
及 び  
理 由

苦情の原因となった事実のあった日

令和 年 月 日

他制度  
等への  
相談の  
有 無

有      行政不服審査      行政事件訴訟      住民監査請求      陳情・請願 (議会)  
要望 (知事)      各種相談窓口      そ の 他 (                      )  
無

代理人

住 所

氏 名

Ⓢ

申立人との関係

電話番号

備 考

個人情報の取扱いについて

相談員が行う県の機関への照会等に当たり、本苦情申立書の写しを県の機関に提供することに同意します。